平成２４年（フ）第５４５２号
東京都小平市花小金井南町１丁目６－２－109
債務者　田中　桃子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４５５号
東京都品川区中延６丁目９―21
債務者　新野　和代
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４５９号
東京都墨田区東向島６丁目42―10―902
債務者　木下理津子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４６０号
東京都江戸川区東葛西５丁目16―４―104
債務者　横江　勇毅
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４６５号
東京都町田市本町田2507―７　公社住宅ハ17―501
債務者　河邊　由里
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４６６号
東京都墨田区八広２丁目15―18　小島ビル５F
債務者　徳松　伸一
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４６９号
東京都葛飾区新宿６丁目５－１―302
債務者　石川　典子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４７４号
神奈川県茅ヶ崎市白浜町１－７―11
債務者　和田　浩
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４８４号
東京都品川区上大崎１丁目23―２―102
債務者　木村　エリ
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４９９号
東京都足立区中央本町２丁目３―11―101
債務者　鶴田有輝子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５０３号
東京都練馬区旭丘１丁目66―５―1204
債務者　川上　正一
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５０５号
東京都品川区東大井２丁目５―14　第２もときちビル３F
債務者　大村　和也
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５０６号
神奈川県横須賀市小矢部１丁目21―15
債務者　原　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５０７号
埼玉県さいたま市緑区原山１丁目６―14―302
債務者　村上　寿行
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５０８号
千葉県船橋市高根台５丁目１―264―201
債務者　直井　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５０９号
東京都日野市南平５丁目30―１　向川原団地２―105
債務者　波多　春彦
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部